

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月8日(水) 午前10時00分から午前10時32分

2 開催場所 倉敷市福田町古新田940番地  
ライフパーク倉敷 2階 第1会議室

3 出席委員 20人

会長 10番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員

17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員

20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

4 欠席委員 3人

5番 田邊 洋樹 委員 16番 藤原 安信 委員 23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸      事務局主幹 中村 英樹

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから7月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和2年7月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号8番 山地 康弘 委員と、議席番号9番 野口 國治 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の佐々木次長と、中村主幹を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>〈 議席番号6番 武本 章吾 委員 遅れて入場 〉</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 佐々木次長</p>	<p><b>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</b></p> <p>それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて12件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p>

**【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】**

まず1番について、先月保留の案件ですが、こちらは6月15日付けで取り下げ書が提出されました。

次に2番について、こちらも先月保留の案件ですが、今回の真備地区協議会に申請者をお招きし、本人から伺った内容を検討した結果、申請地を含め、今後耕作地のすべてが適正かつ効率的に利用されると認められ、許可意見となりました。

また8番については、通常、法人が農地を取得するには、農地所有適格法人であることを要し、申請法人は農地所有適格法人でないことから、農地法第3条第2項第2号の不許可の規定に該当しますが、今回の申請内容が社会福祉事業の一環として業務運営上必要であると認められるため、農地法施行令第2条各項に規定される不許可の例外に該当するものであり、許可が相当と判断しました。

その他については、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番については申請取り下げ、8番については農地法施行令第2条各項に該当するので許可、その他の案件については、別紙調査票のとおり、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件は、1番については取下げ、2番から12番の11件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

異議なしということですので、議案第1号は、1番は取下げ、2番から12番の11件は、許可と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

**【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて6件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の、6件については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第2号の、6件は許可と決定します。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から7頁にかけて10件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、1番の前回保留分についてですが、自己住宅の建築ということで申請がありましたが、貸人の所有農地について、農地が荒れている状態であり、近隣からも苦情が寄せられていました。

このことから、是正指導を再三行ってきましたが、是正されていなかったため、申請人の信用に疑義があり、保留になっていました。

このため、申請人に再度指導を行い、その後、現地調査を行ったところ、おおむね是正されている状態でした。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、是正が認められるということであれば、他に問題はなく、許可意見とのことでした。

その他の9件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました10件については、すべて許可意見のことでした。

許可意見とされた10件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、許可意見とされました10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の10件については、全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第3号の10件は、許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山本委員、武本委員に関係する案件があります。農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

( 山本委員、武本委員 退席 )

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から10頁にかけて18件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が6件、使用貸借が12件です。

また、利用期間の更新は9件で、更新切れを含む新規は9件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人です。

借り手は貸借に必要な耕作面積10aを満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、18件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でございました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた2名の委員に報告いたします。  
議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、11頁をご覧ください。  
議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

中村です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。11頁をご覧ください。

中島地区1件、水島地区で1件の申請がありました。

中島地区は特例適用を受けようとする申請人は農家世帯であり、現地を確認したところ水田と畑の作付けがあり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されません。

水島地区は特例適用を受けようとする申請人は農家世帯であり、現地を確認したところ、れんこんの作付けがあり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されません。

各申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、各相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

また、今回の調査内容について西地区及び南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局の説明がありました。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の2件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第5号の2件を承認と決定します。</p> <p>続きまして、12頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>【議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の説明】</p> <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、12頁から14頁にかけて1件の申請がありました。</p> <p>「特定農地貸付け」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律」（以下法といいます。）第2条各号の要件を満たすものをいいます。</p> <p>その内容としましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一区画が10アール未満の貸付けであること</li> <li>(2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付けであること</li> <li>(3) 5年を超えない貸付けであること</li> <li>(4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付けを行うものであること</li> <li>(5) 個人所有の農地をその所有者が貸し付ける場合は、市町村と貸付協定を結んでいることが条件となります。</li> </ol> <p>本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。</p> <p>これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うことになり、農業委員会は承認申請が提出された場合、法第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。</p> <p>4つの要件とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること（1区画が10a未満であることです。）</li> <li>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること（一般公募等のことです。）</li> <li>(3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること（期間は5年以内です。）</li> </ol>

(4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと（所有権に基づく申請のことです。）

以上4つの観点からご審議いただきます。

本件農地は農業振興地域内の農用地に該当し、12頁に区画割を示した図がございますが、利用計画としては、縦に通用路を確保し左右に4つずつと南側に2つ、全体を10区画に分けて使用するもので、1区画の面積は20から40㎡となっております。

13頁の特定農地貸付規程には、第4（貸付条件）の貸付期間は1年間、第5（募集の方法）は、チラシ、掲示等による一般公募、第7（選考の方法）は申込をした者の中から借受者を決定、とあります。

また、本件農地は所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。

以上のことから、法第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

また、この件に関しまして、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との意見でしたことを申し添えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　ただ今、事務局の説明がありました。この件に関しまして、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

各委員 　【質問なし】

議長 　質問が無いようですので、議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

各委員 　【異議なしの声】

議長 　異議なしということでございますので、議案第6号を承認と決定します。

以上で審議案件は、終わりました。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局  
中村主幹 　【報告第1号から第5号について報告・説明】

15頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、15頁から20頁にかけて14件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に21頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」で

ございますが、21頁から22頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に23頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、23頁から30頁にかけて49件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に31頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが31頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に32頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、32頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、  
ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(配布物の説明、次回総会の日程案内など) 以上です。

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は8月12日(水)です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時32分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年7月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員